

職長及び職長・安全衛生責任者教育 車両系建設機械（整地等）運転技能講習 小型車両系建設機械（整地等）運転特別教育

開催

☆下記の講習会を、労働安全衛生法施行令及び同規則に基づき実施いたしますので、資格を取得されますようご案内いたします。

職長教育及び職長・安全衛生責任者教育 〔定員60名〕

労働安全衛生法第60条では、事業場で新たに職長となる者、その他作業中の労働者を直接指揮監督する者を対象に、安全衛生教育の実施が義務付けられております。

更に、建設業では「建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育」の一部改正により、職長教育のほか、安全衛生責任者教育を修了するよう改められております。（リスクアセスメント教育を含む。）

今般、従来の「職長教育」と、安全衛生責任者教育カリキュラムを含めた「職長・安全衛生責任者教育」の2コースを併せて開催いたしますので、下記業種に該当する事業場の方はもとより、該当しない事業場の方も労働災害発生件数が高く推移していることから、安全衛生管理体制強化のため受講されますようご案内いたします。

- ☆講習日時 令和元年11月6日（水） 8時50分～17時00分
11月7日（木） 8時50分～17時00分
- ☆講習会場 『サンライフ弘前 2階集会室』弘前市大字豊田一丁目8-1
- ☆受講料 **A、職長教育**
16,016円〔テキスト代（1,276円）・消費税等含む〕
B、職長・安全衛生責任者教育
18,436円〔テキスト代（1,936円）・消費税等含む〕
- ☆申込締切 10月30日（水）まで、又は定員60名になり次第締切ります。



★職長教育を行うべき業種（労働安全衛生法施行令第19条）

- 建設業 ○電気業 ○ガス業 ○自動車整備業 ○機械修理業
○製造業（但し、製造業は食料品、たばこ、繊維工業、新聞、出版、製本及び印刷物加工を除く）

★安全衛生責任者教育を行うべき業種・・・建設業

労働安全衛生法第16条・・・統括安全衛生責任者を選任すべき事業者（元方事業者）以外の請負事業（関係請負事業者）においては、安全衛生責任者を選任し、その者に統括安全衛生責任者と連絡をとりながら、労働災害防止の措置をとるよう定めております。

※ お申込みの際は、本人確認のため自動車運転免許証等の写しを添付して下さい。

※ 受講者には「職長教育」又は「職長・安全衛生責任者教育」修了証を交付致します。

車両系建設機械（整地等3t以上）運転技能講習 〔定員20名〕

〔青森労働局長登録番号第189号〕

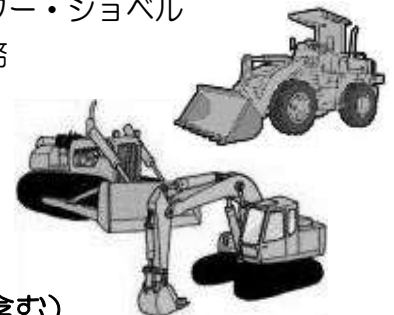
※人材開発支援助成金対象（詳細裏面参照）

※該当車両 ○ブルドーザー、トラクター・ショベル、スクレーパー、パワー・ショベル
ドラグ・ショベル、トレンチャー等 機体質量3t以上の業務

☆講習日時 令和元年11月7日（木）～8日（金）2日間
1日目 学科8時～17時15分まで
2日目 学科8時～9時まで 実技10時10分～17時まで

☆講習会場 『黒石建設協会 2階大会議室』黒石市八甲69-17他

☆申込締切 令和元年11月1日（金）まで



受講資格一覧・受講料（テキスト代・消費税含む）

コース	受講資格（下記（1）～（3）のいずれかに該当する方）	受講料
2日間	(1) 大型特殊自動車免許所持者 (2) 不整地運搬車運転技能講習修了者 (3) 大型、中型、準中型、普通免許所持者で、 <u>下記①～③のいずれかの特別教育修了後、当該運転業務の3カ月以上の実務経験があり、同封した実務経験証明書に事業主から証明を受け、実際に使用した機械の特定自主検査記録表（写）等の提出ができる方。</u> ①3ト未満の車両系建設機械（整地等）②3ト未満の車両系建設機械（解体用） ③1ト未満の不整地運搬車	受講料（税込） 33,000円 テキスト代（税込） 1,400円 合計 34,400円

※ ①お申込みの際は、受講資格等確認のため自動車運転免許証の写しを添付して下さい。

②学科試験及び実技試験合格者には、「技能講習修了証」を交付します。

小型車両系建設機械運転特別教育

〔定員20名〕

【整地・運搬・積込み用及び掘削用の3t未満の運転業務】 ※人材開発支援助成金対象（詳細裏面参照）

※該当車両 （整地・運搬・積込み用）ブルドーザー・トラクターショベル等
（掘削用）ドラグショベル（バックホウ）等

☆講習日時 令和元年11月19日（火）～20日（水）2日間

☆講習会場 学科 黒石建設協会2階大会議室 黒石市八甲69-17
実技 株式会社中幸
建設駐車場 黒石市追子野木2-233

☆受講料 14,840円〔テキスト代（1,340円）・消費税含む〕

☆申込締切 令和元年11月12日（火）



講習日	講習科目	講習時間
学科 11月19日（火）	走行に関する装置の構造及び取り扱いに関する知識（3h）	8時30分 ～16時50分 （休憩時間含む）
	作業に関する装置の構造及び取り扱い及び作業方法に関する知識（2h）	
	運転に必要な一般的事項に関する知識（1h）	
	関係法令（1h）	
実技 11月20日（水）	走行の操作（4h）・作業のための装置の操作（2h）	8時30分 ～15時30分 （休憩時間含む）

※ 受講者には「特別教育修了証」・事業者には「特別教育実施証明書」を交付します。お申込み際に、本人確認のため自動車運転免許証等の写しを添付して下さい。

※ 当該特別教育修了者のうちで普通自動車免許等を有し、その後3ヶ月以上小型車両系建設機械（整地・運搬等）の運転の業務に従事した経験を有した者は、車両系建設機械（整地等）運転技能講習及び車両系建設機械（解体用）運転技能講習、不整地運搬車運転技能講習の受講資格が得られますので受講をお勧めいたします。

申込先 【青森労働局長登録教習機関】

一般社団法人黒石地区労働基準協会

黒石市大字前町40-5（黒石市役所通り）

TEL 0172-53-5787 FAX 53-5792

資格取得で
安全作業



☆受講料の納入は、お振込みも可能です。（下記口座にお振込み下さい）

青森銀行黒石支店（普）223261・みちのく銀行黒石支店（普）1311760

東奥信用金庫黒石支店（普）0920550・青い森信用金庫黒石支店（普）0958767

- ★連絡事項 ※ 同封の申込書等に記入のうえ、証明写真1枚（縦3cm、横2.5cm）受講料を添えてお申込み下さい。
※ 受講者が最小予定数に達しない場合中止することがあります。
※ 申込み後の取消しは、受講開始日の前日までにご連絡があった場合のみ、受講料をお返し致しますのでご了承下さい。（但し、締切日以降の取消しはテキスト代をご負担いただきます。）
※ FAXでの予約受付けも致しますが、ご予約後10日間を目処に受講料のご納入をお願い致します。

※ 事務所・会場地図等は裏面をご確認ください。

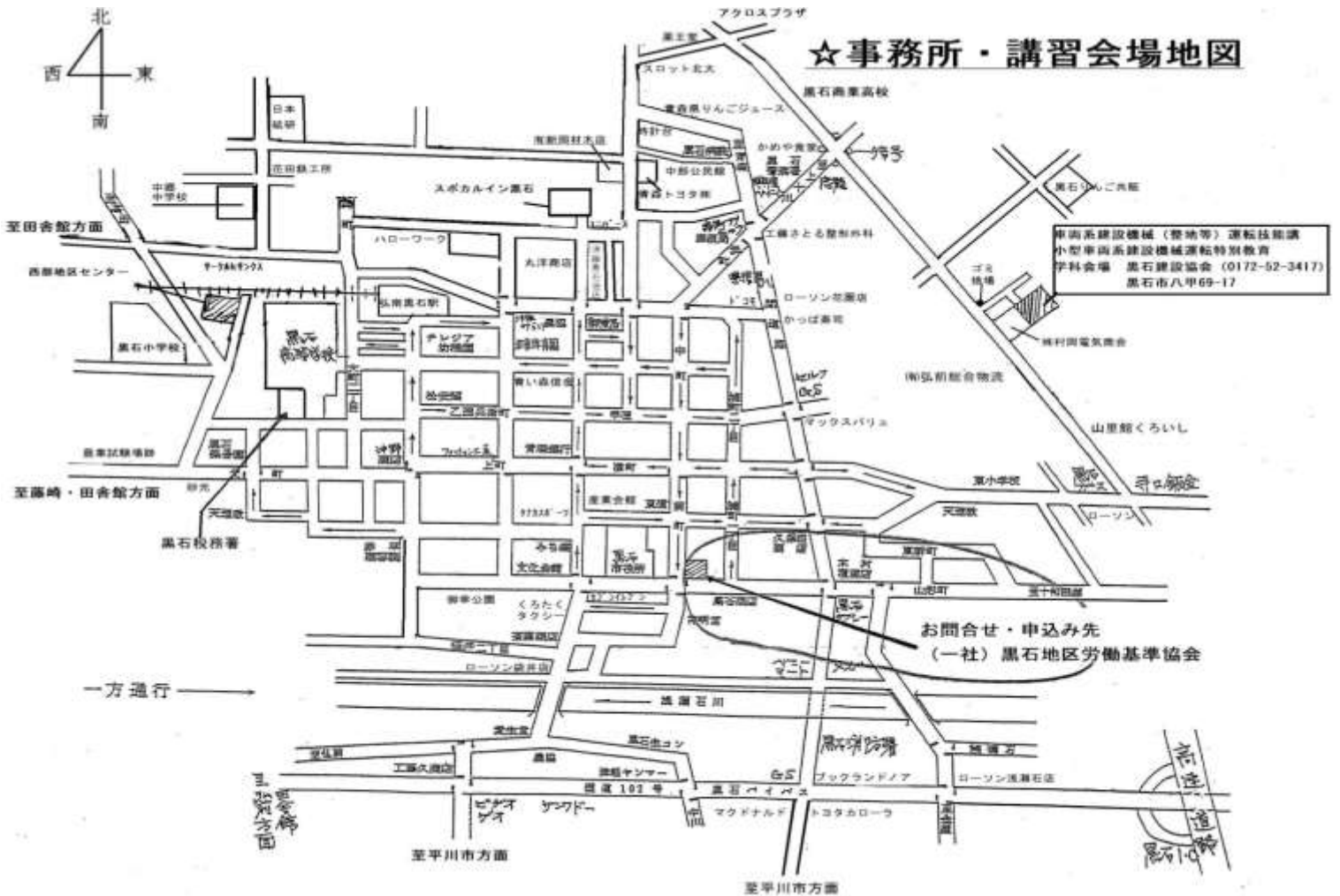
☆当協会の講習修了証が、プラスチックカードの様式に変わりました。
携行しやすく、これまで通り修了証を1枚に統合できます。



技能講習修了種別	番号	修了証番号	交付年月日
玉掛け	登録第112号		
フォークリフト運転	登録第113号		
小型移動式クレーン運転	登録第115号		
ガス溶接	登録第119号		
車両系建設機械(警備等)運転	登録第189号		
備考	Sample		

折れ曲がり
難く、耐久性
に優れてい
ます。

注意 当協会において、過去に実施した講習修了証をお持ちの方は、技能講習・特別教育ごとに統合して発行できますが、技能講習修了証は平成11年5月以降発行のものに限ります。詳細は当協会へお問い合わせ下さい。



今後の講習開催予定

フォークリフト運転技能講習（普通等・大特）	令和元年	12月	9日(月)～12月13日(金)
小型移動式クレーン運転技能講習	令和2年	1月	8日(水)～1月10日(金)
玉掛け技能講習		1月	15日(水)～1月17日(金)
フォークリフト運転技能講習（普通等・大特）		1月	20日(月)～1月24日(金)
KYTリーダー（基礎）研修		1月	22日(水)～1月23日(木)
安全衛生推進者養成講習		1月	29日(水)～1月30日(木)
低圧電気取扱業務特別教育		2月	5日(水)
粉じん作業特別教育		2月	15日(土)
振動工具取扱業務特別教育		2月	15日(土)
アーク溶接特別教育		2月	20日(水)～2月22日(金)
自由研削といし取替業務特別教育		3月	7日(土)
ガス溶接特別教育		3月	13日(金)～3月14日(土)

当協会の年間講習予定表は、下記にアクセスしてください。

<http://kuroisirouki.sakura.ne.jp/index.htm>

人材開発支援助成金のご案内

「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）」は、建設業における人材育成や技能継承を図り建設労働者の安定した雇用と能力の開発・向上を目的とした助成金制度となっております。

技能実習	経費助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者が、登録教習機関等で行う技能実習を受講させた場合、経費の一部を助成	技能実習の実施に要した実費相当額の3/4（但し、雇用保険被保険者数により変動）。一つの技能実習について一人当たり10万円が上限。
	賃金助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、賃金の一部を助成。	一つの技能実習について一人一日あたり7,600円（但し、雇用保険被保険者数により変動）。一つの技能実習について20日分が限度。

※詳細及び申請様式等は、青森労働局ホームページ 各種助成金等をご確認ください。

●経費助成・賃金助成の申請まで

- ・登録教習機関、登録機関技能者講習実施機関等に委託して実施する場合は、計画届の届け出が不要です。
- ・技能実習を終了した日の翌日から起算して原則2カ月以内に、必要書類一式を都道府県労働局に提出して下さい。

●人材開発支援助成金支給申請書チェックシート

●人材開発支援助成金支給申請書（建技様式第3号）及びその他添付書類

・助成金を受けることのできる事業主（但し、受講後助成金を支給申請し支給決定を得た場合のみです。）

- ① 資本金若しくは出資の総額が3億円以下、または常用労働者300人以下の建設事業主
- ② 雇用保険料率 1000分の12.0（保険料率に変更となる場合があります）の建設事業主
- ③ 受講者が雇用保険被保険者であること
- ④ 法定帳簿（賃金台帳・出勤簿・労働者名簿等）を確実に整備され、担当課の求めに応じて書類の提出及び報告を速やかにできること

※詳しくは 青森労働局職業対策課（017-721-2003）又は当協会までお問合せ下さい。